

FASF セミナー「四半期報告書作成上の留意点（平成26年6月第1四半期提出用）」の開催



財務会計基準機構（FASF）では、平成26年6月11日（水）から23日（月）にかけて、東京（3回）、大阪、名古屋、福岡、広島、金沢、高松、仙台、札幌の9か所で計11回にわたり四半期報告書のセミナーを開催しました。

当セミナーでは、まず、企業会計基準委員会（ASBJ）より「企業会計基準委員会（ASBJ）の活動状況」と題して、国内会計基準の調査・開発、IFRSのエンドースメント手続、国際的な意見

発信について説明が行われました。また、「企業結合に関する会計基準」等の改正の概要についても説明が行われました。

次に、FASFより本題である「平成26年6月第1四半期提出用 四半期報告書の作成上の留意点」について説明を行いました。今回のセミナーでは主に、(1)企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という）等の適用に伴う留意点、(2)実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の公表に伴う留意点、(3)企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という）の早期適用に伴う留意点について説明を行っています。

(1)については、まず冒頭に、退職給付会計基準等の改正点のうち、四半期報告書に関する改正点の説明を行いました。改正点のうち、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しについては原則平成26年4月1日以後開始する年度の期首から適用となるため、「会計方針の変更」の記載事例について、作成にあたってのポイントの紹介も交えて説明を行いました。この他、「四半期連結貸借対照表」「四半期連結包括利益計算書」の留意点についても説明を行っています。

(2)については、実務対応報告第30号が平成26年4月1日以後開始する年度の期首から適用されることから、「会計方針の変更」について説明を行いました。

(3)については、企業結合会計基準等の改正点の概要について、前半の資料を用いて説明を行いました。続いて、早期適用を行った場合の「会計方針の変更」「企業結合関係注記」の記載事例を説明するとともに、「株主資本等関係注記」「四半期連結キャッシュ・フロー計算書」の作成にあたってのポイントについても説明を行いました。

この他、IFRSの任意適用要件の緩和に伴う改正点や、それを踏まえた四半期報告書の様式の記

載上の注意の改正点について説明を行いました。また、四半期レビュー報告書の欄外記載の改正点等も紹介しています。

なお、FASFでは、今後開示実務新任者向けFASFセミナーを今年9月24・25日に、「平成27年3月期有価証券報告書の作成上の留意点」のセミナーを来年4月初旬から中旬にかけて開催する予定です。詳細が決まり次第、当財団のホームページ等でご案内します。